年　　　月　　　日

巻末資料１　運転者の健康管理支援に関する情報提供依頼書の様式

**弊社運転者の健康管理支援に関する情報提供依頼書**

○　○　○　○　　病院

○　○　○　○　　先生

（企業名）　　　　　　　○○○○株式会社

（住所）

（電話番号）

（産業医名）　産業医　　　　　　　　　印

下記1の弊社運転者の健康管理支援に際し、下記2の情報提供依頼事項について別紙の「事業用自動車の安全のために運転者に求められる健康状態」及び「自動車運送事業の業務の特徴」等についてご理解の上、任意書式の文書により情報提供及びご意見をいただければと存じます。

なお、いただいた情報は、本人の健康管理を支援するのみに使用され、プライバシーには十分配慮しながら産業医が責任を持って管理いたします。

何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１　従業員

氏　　名　　○　○　　○　○　　　　　（男・女）

生年月日　　　　　年　　　月　　　日

２　情報提供依頼事項

（１）治療経過

（２）現在の状態（業務に影響を与える症状（眠気など）及び薬の副作用の可能性なども含めて）

（３）就業上の配慮に関するご意見

（本人記入）

私は本情報提供依頼書に関する説明を受け、情報提供文書の作成並びに産業医への提出について同意します。

　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

**【事業用自動車の安全のために運転者に求められる健康状態】**

別　紙

自分自身の健康管理に十分注意し、安全に運転等の業務を実施できる健康状態であること、すなわち、自動車運転中は**自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがなく**、常に周囲の状況を判断しながら運転できる等の能力を有すること。

また、旅客自動車運送事業者の運転者については、車いす利用者の乗降時の対応、緊急時における乗客の避難誘導を行う必要があるため、より健康状態が健全であること。

**【自動車運送事業の業務の特徴】**

**ア　単独作業であること。**

作業中は原則として、全ての発生する事象に対し一人で判断し処理しなければならない。

**イ　勤務が不規則であること。**

一般的な日勤勤務は少なく、泊まり勤務、早朝勤務又は長時間勤務により、不規則な生活となりやすい傾向にある。

　＜運転者の健康状態の確認＞

**【点呼】**

旅客自動車運送事業運輸規則第24条

貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条

自動車運送事業者においては、運行上やむを得ない場合を除き、**運転者が乗務する前に対面による点呼を行うことが義務付けられている。**なお、対面による点呼が実施できない場合には、電話又は業務無線等により、運転者と直接対話できる方法で点呼を行うことができる。

また、点呼においては、以下のことを自動車運送事業者が行うことが義務付けられている。

ア　**酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無**等について確認する。

イ　運行の安全を確保するために必要な指示を運転者に対して行う。（運転者の体調が優れない場合は、乗務させない　等）